

大府市コミュニケーション支援者養成補助制度について

趣旨	障がいのある人のコミュニケーション支援者を養成するために、支援者養成講習会（手話及び要約筆記）の参加に係る交通費を補助します。
対象者	次の要件をいずれも満たす方 ①市内に住所を有し、市税等の滞納がない方 ②愛知県が行う手話通訳者養成講習会又は要約筆記者養成講習会（以下「補助対象講習会」という。）の修了者（修了できなかったことについて市長がやむを得ないと認める者を含む。）。ただし、当該講習会が2年度に渡る場合における初年度においては修了が見込まれる方 ③手話通訳者全国统一試験、手話通訳技能認定試験又は全国统一要約筆記者認定試験を受験する意思がある方で、試験の合格後、市内においてコミュニケーション支援者として活動できる方
補助額	講習会会場まで（最短経路）の公共交通機関による交通費 ※専ら補助対象講習会に出席する場合の交通費のみが対象です。 ※通勤定期等がある場合は、当該区間は対象外です。

《手続きの流れ》

時期	大府市	補助対象講習会の受講者
1 講習会申込	講習会申込後	補助対象講習会へ申込
2 申請書提出		申請書（第1号様式）の提出 ・補助対象講習会の申込書類の写し ・補助対象講習会の内容が確認できる資料
3 交付決定	補助金交付決定通知書	通知 申請内容に変更がある場合は速やかに変更交付申請書（第3号様式）を提出
4 講習会受講		受講
5 実績報告 補助金請求		実績報告書兼請求書（第5号様式） ・補助対象講習会の修了証の写し ・出席状況が確認できるもの（出席簿の写し等）
6 補助金の交付		補助金支払

《その他》

補助対象講習会の情報などは、愛知県のウェブサイトでご確認ください。

【補助金に関する問い合わせ、申請先】

大府市役所 高齢障がい支援課 障がい福祉係

電話：0562-85-3558

FAX：0562-47-3150

E-mail：kourei-shougai@city.obu.lg.jp